

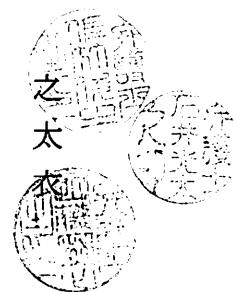
令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)
原告 江本浩二 外58名
被告 沼津市長 頼重秀一

準備書面(9)

令和7年9月1日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 佐 竹 俊 之
同 弁護士 石 井 光 太
同 弁護士 近 藤 麻 衣



被告第4準備書面、第5準備書面について以下のとおり反論する。

第1 被告第4準備書面に対する反論

1 静岡県が、令和3年3月に「都市計画法第十五条一、二によって「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年(2021年)3月」として沼津市新中間処理施設の位置を沼津市上香貫地区として都市計画決定を行った(甲69 15頁)。

これについて被告は、第4準備書面において、上記静岡県の都市計画は、あくまでも沼津市新中間処理施設配置の方針を定めたものであり、新中間処理施設を山ヶ下町に設置したとしても、都市計画の変更にあたらないと主張しているがこれは誤りである。

沼津市は、沼津市新中間処理施設の基本計画を平成27年7月に策定し、ごみ焼却施設は沼津市上香貫二ノ洞に配置することを予定していた(甲76)。そこで、沼津市は、都市計画法第15条の2の定めにより、静岡県に対し上香貫地区での中間処理施設の建設を申し出た。

静岡県は、これを受けて新中間処理施設の位置を沼津市上香貫地区とする都市計画決定を行ったのである。

このような経緯で、「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年(2021年)3月」において、新中間処理施設の予定地が香貫地区と定められた。したがって、「東駿河湾広域都市計画-都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 令和3年(2021年)3月」において、新中間処理施設の予定地が上香貫地区とされたのは、おおよその位置

を定めるといったものではない。

2 被告は第5段落についても否認し、「静岡県が令和3年3月に決定した「東駿河湾広域都市計画—都市計画区域の整備及び保全の方針」は、都市施設の整備等に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるもの（都市計画法第6条の2第2項）である。都市計画法第11条に示される都市施設は、この方針に基づき市が定めるもの（都市計画法第15条）であり、令和6年2月に初めて都市計画決定をしたものであるから、やり直したわけではない。」とも主張しているが、趣旨が不明である。

確かに、都市計画法上、第11条に定められた施設の都市計画決定を行うのは市町村である。しかし、その例外規定が都市計画法15条に列举された事由である。本件では、「一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画」（都市計画法15条5項）として、都道府県が都市計画を定めるとされている。

したがって、「東駿河湾広域都市計画—都市計画区域の整備及び保全の方針」の内容となった本件新中間処理施設に関する都市計画の決定については、沼津市が別途都市計画決定を行ったとしても静岡県の決定の内容を変更する効果は持たず、静岡県の決定に違反したという違法を治癒するものでもない。

このことから、原告は、沼津市が令和6年2月6日、「市告第12号都市計画用途地域の変更及び市告第13号都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）の変更（甲77）」を行ったとしても違法状態は治癒しないと主張している。

3 都市計画は、一度策定されたら終わりではなく、おおむね5年ごとに実施される基礎調査（都市計画法6条1項）などを踏まえて随時変更される（都市計画法21条）。

静岡県の都市計画決定「東駿河湾広域都市計画—都市計画区域の整備及び保全の方針」もおおむね5年に一度改定される。次回の改定は令和8年3月頃である。現在、その改定に向けて公聴会が開催され、利害関係人から意見の提出がありその意見について、静岡県都市計画審議会委員の了承を得て、初めて改定されるのである。

ところが沼津市は県の都市計画審議会が開かれる前に勝手に令和6年2月6日の告示のもととなる沼津市都市計画審議会を令和5年12月22日に開催し、審議会委員に「市が決めるもの」と間違った説明をして通しているの

である。

本件の都市計画決定は、都市計画法上「市が決めるもの」ではない。

静岡県が定めた都市計画を無視して、勝手に上香貫二ノ洞だけでなく、山ヶ下町一ノ洞まで敷地造成工事を行ったのは都市計画法を無視したもので違法である。

第2 「第3 被告の主張」に対する反論（環境アセスメントについて）

1 原告らが、本件新中間処理の建設が静岡県環境影響評価条例上、環境アセスメントの対象となり、本件においては環境アセスメントが実施されず工事が進められているという違法があると準備書面（7）で主張したところ、被告らは、第5準備書面において、本件新中間処理施設は「事業の変更」に該当するため、静岡県環境影響評価条例の適用はないと主張しているが、これは誤りである。

2 被告の上記主張は、「条例の設定者である静岡県の見解でも、本件処理施設は、ごみ処理施設の変更に区分される」（第4準備書面8ページ）と主張しており、その根拠として「沼津市新中間処理施設における静岡県環境影響評価条例の取扱いについて」（乙10）という静岡県職員からの回答を証拠提出している。

まず、被告は、静岡県の見解として担当部署の課長の見解から環境アセスメントは不要としているが、行政の担当課長は、単なる条例等の執行担当者で条例制定権者ではないし、条例を含めた法令の有権解釈を行うのは、裁判所の権能であり、上記回答は、静岡県庁のくらし・環境部環境課の職員の一見解という位置づけにしかない。

3 「設置の事業」にあたるか「変更の事業」にあたるかという問題は、「静岡県環境影響評価条例施行規則」（甲60条）の別表第1（第3条、第4条関係）の「6 廃棄物処理施設の建設」の文言の解釈に関する問題である。

確かに、同規定では

- ・ごみ焼却施設の設置の事業（1日当たりの処理能力の合計が200トン以上であるものに限る。）
- ・ごみ焼却施設の変更の事業（1日当たりの処理能力の合計が200トン以上増加するものに限る。）

と、「設置の事業」と「変更の事業」の2つ区分が設けられている。

4 「静岡県環境影響評価条例」は、環境影響評価表を受けて制定されている。同条例においては、第2条において、評価の対象となる事業について、

「事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更（これと併せて行うしゅんせつを含む。）並びに工作物の新設及び増改築をいう。）と定義されている。

したがって、環境影響評価が必要となる事業については、建物の新設は当然として、前提となる土地の改良、増築（建て増し）、改築（立て直し）も含めるものとしている。

本件の本件新中間処理施設の建築は、旧施設を取り壊して、隣地に新しい施設を建てるというものである。旧施設は、内部の処理設備も含め建物も完全に取り壊され完全になくなり、隣地に全く新しい設備が建築されるというものである。新施設が旧施設を引き継ぐといった事情は全くない。

これはまさに新たな処理施設である。建物の増築や改築の範囲ですら環境アセスメントが必要となるにも関わらず、今回の新施設建築に環境アセスメントが不要であるというのは明らかに無理がある解釈である。

5 「静岡県環境影響評価条例」と「環境影響評価法」の関係については、原告ら準備書面（7）第1・2で述べたところであるが、「静岡県環境影響評価条例」は「環境影響評価法」のいわゆる上乗せ条例である。両者は、規制の対象とする「事業」の定義についても同じ文言が用いている。

環境影響評価法は、61条柱書において「この法律の規定は、地方公共団体が次に掲げる事項に関し条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。」ともしていることから、「静岡県環境影響評価条例」は法律より厳しい基準を設けている。

「環境影響評価法」においては、いわゆる「変更の事業」という区分は使用されていない。「変更の事業」は、「静岡県環境影響評価条例施行規則」で用いられている独自の区分である。しかしながら、「静岡県環境影響評価条例」が「環境影響評価法」より、より厳しい基準を設けている趣旨からすれば、「変更の事業」とは、工作物の新築、増改築は伴わないが処理施設（機械）の処理能力の増加のケースを規制するものと考えることが自然である。

「沼津市新中間処理施設における静岡県環境影響評価条例の取扱いについて」（乙10）は、A2において、「個別具体的に面的な評価を行い判断している。」としている。「面的な判断」が何を意味するかは不明であるが、本来「環境影響評価法」や「静岡県環境影響評価条」上、規制の対象となる建物の新築を無理な解釈で「変更の事業」の区分に組み入れ、環境アセスメントを不要と判断するような法解釈がまかり通れば、「環境影響評価法」と「静岡県環境影響評価条例」の趣旨が没却される。

さらに言うならば、現行中間処理施設は環境評価法や条例の施行前の新設であり、環境影響評価自体行われていない。旧施設に環境アセスメントが行われ、その施設を軽微変更する場合に環境アセスメントを不要とする「変更」の趣旨とは全く異なる事態であり、環境影響評価を必要とする法や条例の趣旨からするならば、本件新中間処理施設の新築に「変更であるから」として環境影響評価を不要とする解釈と到底とりえないものである。その意味でも静岡県担当課の指導は誤っている。

したがって、本件中間処理施設の新設は、設置の事業として環境アセスメントが必要な事業に該当する。

以 上